

事務事業チェックシート

事務事業No

事業名

[事業基本情報]

20308

成年後見制度利用促進事業

[長期総合計画]

分野別目標	4	誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
政策	9	将来に向かって希望の持てる福祉社会の形成
施策	2	高齢者の生活の充実
取組方針	1	高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らすことのできるまちづくり

事業区分(1)	事業経費		管理経費	
	その他			
事業区分(2)	自治事務		法定受託事務	
	その他			
会計・ 予算区分	会計	一般会計		
	款	民生費		
	項	社会福祉費		
	目	社会福祉総務費		
	大事業	社会福祉総務事業		
	中事業	成年後見制度利用促進事業		

事業種別	継続		関連個別計画	
事業年度	無し	～	無し	担当課・担当課長・Tel 高齢者・地域福祉課 奥野 章 435-1063
事業実施の根拠法令			関連課	

1 事業内容

事業目的	(「誰・何」をどういう状態にするための事業か)		全体事業概要			
	判断能力の十分でない方々の権利擁護を図るため、市長申立てにより家庭裁判所に成年後見人選任を申立てる。また、成年後見制度を身近なものとして、必要な人がスムーズに利用できるよう取り組む。		判断能力が十分でなく、成年後見人の選任が必要と思われる方々について、市長申立てにより、家庭裁判所に成年後見人の選任を申立てる。 被後見人本人に資産がない場合は、申立て費用と後見人に対する報酬を市が補助する。 成年後見制度利用促進に向けた取組みとして、中核機関及び地域連携ネットワークの設置・運営を行う。			
事業内容		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
				成年後見制度を必要とする人が制度利用につなげられるよう高齢者・障害者成年後見センターが中核となり広報・相談・利用支援・後見人等支援を行う。また、法律・福祉の専門職団体などの関係団体と連携を図るため、成年後見制度利用促進会議を実施する。	成年後見制度を必要とする人が制度利用につなげられるよう高齢者・障害者成年後見センターが中核となり広報・相談・利用支援・後見人等支援を行う。また、法律・福祉の専門職団体などの関係団体と連携を図るため、成年後見制度利用促進会議を実施する。	成年後見制度を必要とする人が制度利用につなげられるよう高齢者・障害者成年後見センターが中核となり広報・相談・利用支援・後見人等支援を行う。また、法律・福祉の専門職団体などの関係団体と連携を図るため、成年後見制度利用促進会議を実施する。

2 事業コスト

事業費等(千円)	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	計画	決算
事業費	0	0	0	0	188	63	156	0	156	0
伸び率(%)	0%	0%	0%	0%	0%	0%	△17%	△100%	0%	0%
人件費	正規職員	0	0	0	0	7,405	6,956	0	6,956	0
	正規職員以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	7,405	6,956	0	6,956	0
国庫支出金	0	0	0	0	93	31	78	0	78	0
県支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般財源(税等)	0	0	0	0	95	32	78	0	78	0
所要人数 (人)	正規職員	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.99	0.93	0.00	0.93
	正規職員以外	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
主な予算内訳	報償費188千円									

3 目標及び実績

活動指標	指標名	単位	目標値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
			実績値					
相談件数		件	目標値					
			実績値			229		
			達成度(%)	%	%	0%	%	%
会議回数		回	目標値					
			実績値			4		
			達成度(%)	%	%	0%	%	%

4 事業の評価

評価基準					
[妥当性]事業のニーズはあるか	○	増加している		横ばい	減少している
[妥当性]事業手段は妥当か	○	現行の手段でよい		一部見直しが必要	見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か	○	市が行うべき		他の主体との協働も可能	市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要があるか		急いで取り組む	○	中長期的に取り組む	緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか	○	できる		あまりできない	できない
[有効性]成果目標ほどの程度達成しているか		達成している (90%以上)	○	おおむね達成 (70~90%未満)	達成していない (70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度		重要かつ高い貢献度がある	○	一定の貢献度がある	貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか	○	できない		制約はあるが可能性はある	できる
[効率性]受益者負担の見直し	○	適正		負担は求められない	見直しが必要

5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実			○	
	現状維持				
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	知的障害者・精神障害者・認知症高齢者等が地域において安心して自立した生活を送るためには、成年後見制度を中心とする権利擁護支援が必要不可欠である。
見直し・改善内容	成年後見制度の利用促進に向けて必要な人が適切に制度を利用できるよう広報活動、相談対応、申立てに係る支援などの体制整備が必要。